

社会福祉法人 福角会
自立生活援助事業所 こっとん
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 福角会が設置する自立生活援助事業所（以下「事業者」という。）において実施する指定障害福祉サービスの自立生活援助事業所こっとん（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った適切な自立生活援助の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行うものとする。

2 自立生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、相談支援事業者、共同生活援助その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3 前2項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」）及び松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月26日松山市条例第60号）に定める内容のほかその関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 自立生活援助を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 自立生活援助事業所 こっとん
- 二 所在地 愛媛県松山市内宮町2007番地5

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所には次に掲げる職種、員数の従業者を置くものとする。

ただし、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

- 一 管理者 1名
- 二 サービス管理責任者 1名
- 三 地域生活支援員 1名

2 前項の従業者の職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

二 サービス管理責任者 1名（常勤兼務）

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した個別支援計画の作成をする。

(イ) 他の指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握する。

(ウ) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

(エ) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

三 地域生活支援員 1名（常勤兼務）

地域生活支援員は、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、利用者からの相談対応その他の必要な支援を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日、営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

三 サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

四 前三号のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（主たる対象者）

第6条 事業所は主たる対象者を知的障害者（18歳未満の者を除く）とする。

（自立生活援助の内容）

第7条 事業所で行う自立生活援助の内容は、次のとおりとする。

一 おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行う。

二 利用者からの通報があった場合には、速やかに利用者の居宅への訪問等による状況把握を行う。

三 前号の状況把握を踏まえ、利用者の家族、利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じる。

四 利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、利用者との常時の連

絡体制を確保する。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 自立生活援助を提供した際には、利用者から指定自立生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない自立生活援助を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した自立生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 事業所は前項の支払いを受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域及びへき地において自立生活援助のサービスを行う場合には、それに要した交通費の実費の支払いを利用者から徴収できるものとする。
- 4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、松山市（島しょ部を除く）とする。また、他市町出身者で前記地域に居住する者についても事業の対象とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第10条 現に自立生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 自立生活援助の提供により事故が発生したときは、速やかに松山市及び利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じるものとする。
- 4 自立生活援助の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- 2 成年後見制度の利用支援
- 3 苦情解決体制の整備

- 4 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための周知、研修の実施
- 5 虐待防止に関する委員会は権利擁護委員会をこれにあてる。

(苦情解決)

- 第12条 事業所は、その提供した自立生活援助に関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
 - 3 事業所は、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力すると共に、都道府県知事又は市町村長からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により実施する調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

- 第13条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第14条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
- 一 採用時研修 採用後6カ月以内
 - 二 継続研修 年1回以上
 - 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 3 事業所は、利用者に対する指定自立生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該自立生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。
 - 4 事業所は、自立生活援助の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、第11条第1項を令和4年4月1日より一部改正する。